

令和8年 第1回  
市有地壳却一般競争入札  
参 加 要 領

【物件番号①】	所 在：本庄市児玉町金屋字池脇 1005番1 地 積：707.82m <sup>2</sup>
【物件番号②】	所 在：本庄市児玉町児玉南4丁目4番4 地 積：273.43m <sup>2</sup>

入札・開札日 令和8年 4月15日（水）

【物件番号①】 午後1時30分  
【物件番号②】 午後1時45分

この参加要領をよくお読みいただき、必ず現地を確認のうえ、お申し込みください。

本 庄 市

## 物 件 調 書 (共通事項)

・物件調書は、入札参加希望者の現地確認にあたっての参考資料です。お申込みにあたっては、必ず事前に現地をご確認いただき、各種法規制や供給施設の状況、必要となる手続や費用負担等を調査、確認し、ご了解のうえでお申し込みください。

なお、物件調書における記載内容と売却物件の現況に齟齬があった場合、現況を優先するものとし、このことに関する追加の手続や費用負担等が生じた場合においても市は対応いたしません。

・供給施設の引込有無の項中、「引込可」のものについては、引込にあたって、別途工事費が発生する場合があります。また、工事方法等について条件が付される場合もありますので、詳しくは各供給施設を所管する管理者、事業所等にお問合せください。

なお、併せて工事費の見積書を工事業者から取得するなどし、予め金額を把握されることをお勧めいたします。

・売却物件の引渡しは、現状有姿のままで行います。以下のような場合、市は対応いたしません。

- ①敷設設備に関する補修、移設、改築、撤去、再建築等及びその費用負担
- ②敷地内にごみ、がら、碎石、切株、浄化槽や基礎等の工作物などの残置物や地下埋設物があった場合に関する撤去、処分等及びその費用負担
- ③隣地境界塀やフェンス等の地上及び地下における越境があった場合に関する協議、調整や移設、改築、撤去、再建築等及びその費用負担
- ④敷地内及び敷地上空または隣地等に電柱（電信柱、附属物、電線等を含む）、支線、ごみ置き場、看板、標識、ガードレールやカーブミラー等があった場合における設置者・管理者等との協議、調整や移設、撤去等の費用負担
- ⑤地盤改良等の必要が生じた場合の工事等及びその費用負担
- ⑥その他一切の隠れた瑕疵等についての協議、調整や工事等及びその費用負担

・売却物件における土地利用等について、隣接土地の所有者や地域住民、本市以外の関係機関等との調整が必要となった場合、本市の各部署における通常業務の範疇である場合を除き、市は対応いたしません。

・売却物件について、土壤汚染、地下埋設物及び地盤の調査は実施していません。

## 物 件 調 書

【物件番号①】

所在 地 番	本庄市児玉町金屋字池脇 1005番1		
地 目	宅 地		
地 積	707.82m <sup>2</sup>		
形 状 等	不整形地、北側の一部は道路に向かって下りの緩傾斜、南側は概ね平坦であるが、北側部分と法地を介して0.8m～1.3m程度高く段差がある		
最低売却価格	7,361,328円		
道路幅員及び接面状況等	北側で幅員約9.5mの舗装国道に接面		
都市計画区域	児玉都市計画区域		
区 域 区 分	非線引き区域		
用 途 地 域	用途地域は無指定（建ぺい率60%・容積率200%）		
交 通 機 関	JR八高線「児玉駅」から約1.8km		
公 共 機 関	本庄市立金屋小学校 至近 本庄市立児玉中学校 約0.9km		
供 給 施 設	設 備	引込有無	事業所名
	電 気	無（引込可）	東京電力（株）
	水 道	無（引込可）	本庄市水道課
	下 水 道	無	本庄市下水道課
	都市ガス	無	本庄ガス（株）
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北側接面道路に水道本管が敷設されています。</li> <li>・水道の利用には水道加入金の納付が必要です。</li> <li>・下水道、都市ガスは引込み不可能です。（未整備区域・供給区域外等）</li> <li>・文化財保護法における既知の埋蔵文化財包蔵地の指定はありません。</li> <li>・公簿面積による売却となります。地積測量図や立会証明書はありません。</li> </ul>		

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

## 物 件 調 書

【物件番号②】

所 在 地 番	本庄市児玉町児玉南4丁目4番4		
地 目	宅 地		
地 積	273.43m <sup>2</sup>		
形 状 等	不整形地、西側道路とは等高、南側道路とは約1m高い		
最低売却価格	3, 281, 160円		
道路幅員及び接面状況等	西側で幅員約6.0mの舗装市道 南側で幅員約5.0mの舗装市道に接面		
都市計画区域	児玉都市計画区域		
区 域 区 分	非線引き区域		
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域（建ぺい率40%・容積率80%）		
交 通 機 関	JR八高線「児玉駅」から約1.6km		
公 共 機 関	本庄市立秋平小学校 約0.6km		
供 給 施 設	設 備	引込有無	事業所名
	電 気	無（引込可）	東京電力（株）
	水 道	無（引込可）	本庄市水道課
	下 水 道	無	本庄市下水道課
	都市ガス	無	本庄ガス（株）
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西側、南側接面道路に水道本管が敷設されています。</li> <li>・水道の利用には水道加入金の納付が必要です。</li> <li>・下水道、都市ガスは引込み不可能です。（未整備区域・供給区域外等）</li> <li>・文化財保護法における既知の埋蔵文化財包蔵地の指定はありません。</li> <li>・公簿面積による売却となります。地積測量図や立会証明書はありませんが、児玉都市計画事業児玉南土地区画整理事業による保留地であったため、換地処分時に画地確定測量が行われています。</li> </ul>		

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

## 1. 契約上の特約

一般競争入札に係る契約には、次の条件等を付します。

### (1) 特約

- ① 当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業等、これらに類する業の用途に使用することができません。
- ② 当該物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用途に使用することができません。
- ③ 当該物件の所有権を第三者に移転する場合には、上記の特約を承継させるものとします。

### (2) 契約の解除

契約後において落札者が特約に違反した場合、本市は契約を解除することができるものとし、落札者の負担において本件土地を原状に回復して本市に返還するものとします。

### (3) 違約金

(2)にて契約を解除した場合は、売買代金の2割を違約金として本市に支払わなければなりません。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとします。

### (4) 契約不適合責任

本市は、落札者に対して売買土地を現状有姿で引き渡すものとし、本市が引き渡しの時に不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときを除き、落札者は売買土地が契約に不適合であることを理由とする履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、解除権の行使等の一切の法的請求をすることができないものとします。

## 2. 入札に参加する者に必要な資格

個人又は法人を問わず参加できますが、次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができません。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に該当する者。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当すると認められる者。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者。
- ④ 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格等を有していない者。例：農地購入にあたっての買受適格証明等

## 3. 入札参加申込み

- (1) 入札参加希望者は、本市指定の一般競争入札参加申込書に所定の事項を記入押印のうえ、受付期間中に受付場所まで直接お持ちください。なお、郵送による申込みは受け付けません。

受付日時 令和8年1月14日(水)から令和8年3月31日(火)まで  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

受付場所 本庄市本庄3丁目5番3号  
本庄市役所 企画財政部  
資産マネジメント推進課 資産管理係(市庁舎3階)

(2) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申込書(実印を押印のこと)
- ② 添付書類(発行後3か月以内のもの)

個人の場合 住民票、印鑑証明書、身分証明書

法人の場合 資格証明書、印鑑証明書

※ 身分証明書: 本籍地のある市町村で発行する証明書

資格証明書: 法人の登記事項を証明する書類(法人登記簿謄本、代表者事項証明書等)

共有名義で申し込む場合は、共有者全員の住民票等が必要です。

③ 留意事項

売買契約及び所有権移転登記は、一般競争入札参加申込書に記載された名義で行います。住所及び氏名は、住民票又は法人登記簿謄本のとおり記載してください。

#### 4. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時

物 件	入 札 及 び 開 札 日	入 札 開 始 時 刻
【物件番号①】	令和8年 4月15日(水)	午後1時30分
【物件番号②】		午後1時45分

※時間を間違えないように注意してください。

(2) 入札及び開札の場所 本庄市本庄3丁目5番3号  
本庄市役所本庁舎 5階 503会議室

(3) 必要書類

- ① 入札書
- ② 一般競争入札参加受付書
- ③ 入札保証金領収書
- ④ 委任状(代理人が参加される場合のみ)
- ⑤ 入札用封筒(市販の封筒に別紙のように記入)
- ⑥ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)
- ⑦ 買受適格証明(農地購入にあたってのみ)

※ 入札には、申込者本人又は代理人が必ず出席してください。

## 5. 入札保証金

- (1) 入札参加者は、各自の見積もる金額の100分の10以上の入札保証金を、入札参加申込受付日以後、入札時間までに納付してください。
- (2) 入札保証金の納付は、事前に配布される市指定の納入通知書兼領収書により納付してください。
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に振り替えます。ただし、売買契約締結時に売買代金の全額を支払う場合には、当該代金の一部に充当します。
- (4) 入札保証金は、落札者が指定期日までに落札物件の売買契約を締結しないときは、返還いたしません。（入札保証金は本市に帰属します。）
- (5) 落札者以外の方の入札保証金については、入札終了後、入札保証金払戻請求書によりご指定の口座への振込により返還します。ただし、返還する入札保証金には、利息は付けません。なお、返還には、金融機関の振込手続の関係上、2週間程度要しますのでご了承ください。

## 6. 入札

- (1) 入札に伴い、入札者の本人確認をさせていただきます。（本人確認書類のご用意をお願いします。）
- (2) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印（実印に限る。）のうえ、入札保証金領収書（納入通知書兼領収書）を同封して提出してください。
- (3) 入札参加者は、入札を代理人に行わせることができます。この場合には、当該代理人への委任状を入札前に提出してください。
- (4) 入札書、委任状用紙及び入札保証金納付関係書類は、入札参加申込受付時に交付します。
- (5) 入札金額は、物件価額の総額を記入してください。
- (6) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

## 7. 開札

- (1) 開札は、入札後直ちに入札者立会のもとで行います。
- (2) 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。

## 8. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者のした入札
- ② 入札保証金を納付していない者の入札又はその金額に不足がある入札
- ③ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ④ 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- ⑤ 同一の入札について同一人がした2つ以上の入札
- ⑥ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者に係る入札
- ⑦ 入札書の金額を訂正したもの

- ⑧ 入札書に入札保証金領収書（納入通知書兼領収書）を同封しないで入札した者の入札
- ⑨ 著しい反社会的行動をとるなど、明らかに公有地の処分相手にふさわしくないことが判明した者の入札
- ⑩ 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反した者

## 9. 落札者

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書の記入された金額が、本市が定めた最低売却価格以上で、かつ、最高の価額をもって入札した者
- (2) 前記に該当する者が2人以上あるときは、開札後直ちに行うくじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない本市職員にくじを引かせます。

## 10. 入札結果の通知

開札をした場合に、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を開札に立ち会った入札者に知らせます。落札者となった入札者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知します。

## 11. 契約の締結

- (1) 本市と落札者との契約締結は、令和8年4月下旬以降の予定です。
- (2) 契約は、本市が落札者とともに土地売買契約書に記名押印したときに確定します。
- (3) 契約に係る費用（収入印紙代等）は、落札者の負担となります。

## 12. 売買代金の支払方法

売買代金は、契約締結時に全額を一括で支払うか、契約締結後60日以内にお支払いいただきます。落札決定後、希望する支払方法をお申し出ください。

- (1) 売買契約締結と同時に売買代金全額を納付する方法
    - ア 契約締結時に、本市が発行する納入通知書により、全額をお支払いいただきます。
    - イ 既に納付済みの入札保証金は売買代金に充当しますので、売買代金と入札保証金との差額をお支払いいただきます。
  - (2) 契約後60日以内に納付する方法
    - ア 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に振り替えます。
    - イ 契約保証金は、売買代金の一部に充当されますので、売買代金と契約保証金との差額を契約締結後60日以内に、本市が発行する納入通知書によりお支払いいただきます。
- ※ なお、期限までに売買代金が支払われない場合には、当該契約は無効になり、納付済の契約保証金は、本市に帰属することになりますので十分ご注意ください。

## 13. 所有权の移転

- (1) 売買代金が完納されたときに、所有権の移転があったものとし、現状有姿で土地を引渡します。

- (2) 所有権の移転登記は本市が行いますが、移転登記に必要な登録免許税等の費用（収入印紙代等）は、落札者の負担となります。

#### 14. その他の注意事項

- (1) 物件の引渡しは、現状有姿のままで行いますので、必ず事前に各自で現地を確認してください。
- (2) 土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。
- (3) 建築開発や開発行為等をする際には、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令及び県・市の条例等による指導等がなされる場合や開発に係る負担金等が必要となる場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
- (4) 落札者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、土地代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (5) 売買契約締結後、売買物件が本市の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、その損失は落札者の負担とします。
- (6) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。
- (7) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために、本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (8) この要領に定めのない事項については、本庄市契約規則（平成18年本庄市規則第49号）その他関係法令の定めるところによります。

問合せ先 本庄市企画財政部  
資産マネジメント推進課資産管理係  
電話 0495-71-5172